

## 平成25年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」への参加を

主唱者 滋賀労働局・各労働基準監督署

主催者 (公社)滋賀労働基準協会

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

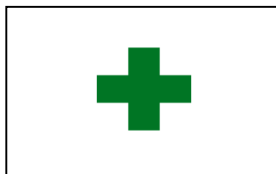
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部

(一社)日本ボイラ協会京滋支部

(一社)日本クレーン協会滋賀支部

(公社)建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部



滋賀労働局では、平成3年から11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、労働災害防止についての意識の高揚を図ってきたところですが、今般、この日を中心とする1か月間に、事業場における安全活動を積極的に取り組んでいただき、期間中の無災害を目指すと共に、活動を継続的に行うことによって、明るい年末・年始を迎えていただくことを提唱いたします。つきましては、本無災害運動の趣旨をご理解の上、積極的な労働災害防止活動を展開していただくため、ふるって本運動にご参加いただくようお願いいたします。

運動期間 平成25年11月1日(金)～11月30日(土)

参加申込期間 平成25年9月10日(火)～10月25日(金)

参加資格 滋賀県内の事業場(事務所、工場、店舗等)であって、滋賀県産業安全の日の趣旨に賛同し、安全管理活動に取り組む事業場

参加申込方法 「参加申込書」(様式1)に必要事項をご記入の上、参加申込期間内に、主催者団体のうちのいずれか1団体に郵送又はFAXでお申込み下さい。

結果報告 参加事業場は、運動期間中に労働災害防止活動を実施し、その内容を「結果報告書」(様式2)に記載し、平成25年12月18日(水)までに、参加申込みを行った主催者団体へ郵送又はFAXでご報告下さい。

とりまとめ等 滋賀労働局は、本運動の概要及び参加事業場の名称をホームページに掲載します。また、運動の結果をとりまとめて公表するとともに、この運動が定着し、より活性化することにより労働災害が減少する方策を検討いたします。

(様式1)

参加申込期限 10月25日

## 平成25年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」参加申込書

当事業場は、平成25年11月1日から11月30日までの間に実施される平成25年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」に参加します。

平成25年 月 日

平成25年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」主催者 殿

事業場の名称 所在地				
事業場の労働者数	男	名、女	名、合計	名
業種	1 製造業	2 建設業	3 運輸業	4 商業 5 その他
事業場の担当者 職氏名 (連絡先)	職	氏名		
	電話番号			
	FAX番号			
参加事業場の名称(名称のみ)を滋賀労働局ホームページに掲載しますが、掲載を希望されない場合は、右を で囲んで下さい。	掲載を希望しない			
運動期間中の実施予定 事項(数字を で囲んで下さい)	1.	「滋賀県産業安全の日」の横断幕やポスター等の掲示		
	2.	安全基準や作業手順の総点検及び遵守状況の確認		
	3.	リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善		
	4.	事業場トップによる安全意識を高める意思表示		
	5.	事業場トップによる安全衛生パトロール		
	6.	安全の取組についての労働者の家族に対する周知		
	7.	安全教育(衛生教育)の実施		
	8.	その他		

	主催者団体名	所在地	電話番号	FAX番号
	(公社)滋賀労働基準協会	〒520-0806 大津市打出浜 13-15 笹川ビル 4F	077-522-1786	077-522-1453
	建設業労働災害防止協会 滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜 1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部	〒524-0104 守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	077-585-8015
	林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜 4-1-20	077-524-3827	077-522-4258
	(一社)日本ボイラ協会 京滋支部	〒604-8261 京都市中京区御池 通油小路東入ジョイ御池ビル2F	075-255-2358	075-255-2924
	(一社)日本クレーン協会 滋賀支部	〒521-1212 東近江市種町 296	0748-42-9580	0748-42-7776
	(公社)建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部	〒520-0043 大津市中央4-5-33 SKビル 2-C	077-521-5260	077-521-6352

\* 主催者団体名左の枠に 印を入れ、当該団体へ郵送又はFAXでお申込み下さい。

(様式2)

報告期限 12月18日

## 平成25年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」結果報告書

当事業場で平成25年11月1日から11月30日までの間に実施した運動の結果は、下記のとおりでしたので報告します。

平成25年12月 日

平成25年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」主催者 殿

事業場の名称 所在地				
報告者職氏名 (連絡先)	職	氏名		
	電話番号			
	FAX 番号			
運動期間中の実施事項(数字を で囲み、具体的内容を簡潔にお書き下さい)	実施事項	具体的内容		
	1. 「滋賀県産業安全の日」の横断幕やポスター等の掲示			
	2. 安全基準や作業手順の総点検及び遵守状況の確認			
	3. リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善			
	4. 事業場トップによる安全意識を高める意思表示			
	5. 事業場トップによる安全衛生パトロール			
	6. 安全の取組についての労働者の家族に対する周知			
	7. 安全教育(衛生教育)の実施			
	8. その他			
運動期間中(11月)の労働災害発生状況	休業4日以上	休業1~3日	不休	合計

\* 申込み主催者団体へ郵送又はFAXでご報告下さい。



11月15日

# 滋賀県産業安全の日



(準備期間 11月1日~11月14日)  
(改善期間 11月16日~11月30日)  
(無災害運動期間 11月1日~11月30日)

くわしくは、

滋賀労働局

検索



主唱者 滋賀労働局・各労働基準監督署  
協賛者 公益社団法人滋賀労働基準協会  
建設業労働災害防止協会滋賀県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部

一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部  
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部  
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

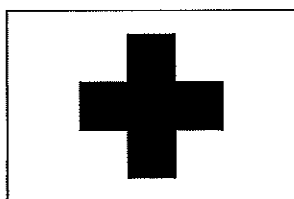
当局においては、平成3年に11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚を図るとともに、事業場における労働災害防止活動を推進してきたところです。

しかしながら、県内の休業4日以上死傷災害は、平成22年から3年連続して増加しており、平成24年は前年比113人増加の1,454人となっています。

また、業種別の内訳では、従来大きな比重を占めていた製造業及び建設業に加え、第三次産業の占める割合が年々増加しており、業種を問わず労働災害防止に向けて各業種の特성에応じた自主的な取組が重要となっているところです。

そこで、今年度は、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種に適したリスクアセスメントの効果的な実施等による自主的な安全活動の取組を広く推奨し、さらに、同時期に「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、労働者を支える家族を含め、広く滋賀県民の産業安全に対する意識の高揚を図ることとします。

# 11月15日 滋賀県 産業安全の日



準備期間 11月1日～11月14日

改善期間 11月16日～11月30日

無災害運動期間 11月1日～11月30日

実施者 県内の事業場

## 主唱者の実施事項

次の事項を重点に実施します。

- ① 滋賀労働局長による安全パトロールの実施
- ② 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報啓発

- ③ 事業場における安全に対する意識を高めるための施策の展開及び事業場に対する指導援助

## 実施者の実施事項

次の事項を積極的に推進します。

### (1) 準備期間中に実施する事項

- ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕及び立て看板等の掲示
- ② 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
- ③ 安全基準や作業手順の総点検
- ④ リスクアセスメントの実施

### (2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項

- ① 経営トップによる安全に対する意識を高める意思表示
- ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
- ③ 安全に対する取組についての労働者の家族に対する周知

### (3) 改善期間に実施する事項

- ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
- ② 安全基準や作業手順の周知及び遵守状況の確認

### (4) 無災害運動期間に実施する事項

- 労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種に適したリスクアセスメントの実施等の自主的な安全活動の取組